

甲州市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和 8 年 6 月 1 8 日

告示第 1 1 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 2 号。以下「法」という。）第 2 8 条第 1 項の規定に基づく特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の申請)

第 3 条 支援法人の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、特定居住支援法人指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第 2 9 条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第 4 条 市長は、申請者から前条の申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 2 8 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2

条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。

(2) 法第30条第3項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しないものでないこと。

(3) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に執行することができない者

(4) 申請者が支援法人として行う業務が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。

(5) 申請者が、必要な人員体制の配備、個人情報保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(6) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、特定居住支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 支援法人の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

2 支援法人が引き続き指定の更新を受けようとする場合は、指定の有効期間の満了の日の1か月前までに指定の更新を申請するものとする。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

（名称等の変更）

第6条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、第3条第8号の規定により申請した業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に

提出するものとする。

（業務の廃止）

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受理したときは、法第28条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受理した日を公示するものとする。

（事業の報告）

第8条 支援法人は、事業年度開始前までに、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第9条 市長は、法第30条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取り消し）

第10条 市長は、法第30条第3項の規定により、支援法人が同条第2項の規定による命令に違反したとき、第4条第1項第1号若しくは第3号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取り消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月18日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

特定居住支援法人指定申請書

（宛先） 甲州市長

（申請者）

法人の名称又は商号

代表者職氏名

事務所又は営業所の所在地

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第 29 条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

様式第 2 号（第 3 条関係）

番 号
年 月 日

特定居住支援法人指定書

法人の住所

法人の名称又は商号 様

甲州市長



年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 28 条第 1 項の規定による特定居住支援法人として次のとおり指定します。

- 1 法人の名称又は商号
- 2 法人の住所
- 3 事務所又は営業所の所在地
- 4 業務内容
- 5 指定の期間
- 6 指定に当たっての要件その他の事項

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

名称等変更届出書

（宛先）甲州市長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者職氏名

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 1 9 年法律第 5
2 号）第 2 8 条第 3 項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年月日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先） 甲州市長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者職氏名

甲州市特定居住支援法人の指定に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の
規定により届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）甲州市長

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者職氏名

特定居住支援法人の業務を廃止したので、甲州市特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第 6 号（第 8 条）

年 月 日

特定居住支援法人の名称又は商号

代表者職氏名 様

甲州市長



甲州市特定居住支援法人の指定に関する事務取扱要綱第 8 条の規定により、特定居住支援法人の指定を取り消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	